

平成23年第5回野洲市議会定例会 市提出案件（追加）

議案番号	件名	提出月日
議第78号	野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を 求めることについて	9月22日
議第79号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるこ とについて	9月22日

平成23年第5回野洲市議会定例会 市提出案件概要（追加）

人事案件 2件

**議第78号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について**

下記の者を野洲市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

氏名	住所
やまおか てつじ 山岡 哲治（新）	野洲市

※ 任期 平成23年9月22日から平成24年11月17日
(前任者の残任期間)

議第79号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

氏名	住所
なかた さちこ 中田 幸子（新）	野洲市
いわせ ゆみ 岩瀬 由美（新）	野洲市
たちいり ゆきもと 立入 幸基（新）	野洲市

たなか え 田中ふじ江 (再)	野洲市
--------------------	-----

※ 任期 平成24年1月1日から平成27年12月31日 (3年間)

平成23年第5回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
報告第5号	委任専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	8月30日
報告第6号	委任専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	8月30日
報告第7号	平成22年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8月30日
議第54号	専決処分につき承認を求めることについて (平成23年度野洲市一般会計補正予算 (第2号))	8月30日
議第55号	平成23年度野洲市一般会計補正予算 (第3号)	8月30日
議第56号	平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第57号	平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第58号	平成23年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第59号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第60号	平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第61号	平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第1号)	8月30日
議第62号	平成22年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について	8月30日
議第63号	平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8月30日

議第 6 4 号	平成 2 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 6 5 号	平成 2 2 年度野洲市老人健康保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 6 6 号	平成 2 2 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 6 7 号	平成 2 2 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 6 8 号	平成 2 2 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 6 9 号	平成 2 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 7 0 号	平成 2 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 7 1 号	平成 2 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 7 2 号	平成 2 2 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 7 3 号	平成 2 2 年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	8 月 3 0 日
議第 7 4 号	野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	8 月 3 0 日
議第 7 5 号	野洲市税条例等の一部を改正する条例	8 月 3 0 日
議第 7 6 号	財産の取得について（（仮称）野洲市総合防災センター・東消防署建設用地）	8 月 3 0 日
議第 7 7 号	市道路線の認定について	8 月 3 0 日

◎各案件の概要は次ページ以降です。

平成23年第5回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 報告 3件

□報告第5号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

平成23年5月7日、大篠原地先において農道の劣化穴によるタイヤホイール損傷事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

損害賠償額 7,350円

専決処分の日 平成23年7月21日

□報告第6号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

平成23年6月27日、西河原地先において下水道マンホール周辺部の劣化によるタイヤ損傷事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

損害賠償額 15,172円

専決処分の日 平成23年8月10日

□報告第7号 平成22年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

①健全化判断比率

・実質公債費比率 15.9% (25.0%)

・将来負担比率 104.9% (350.0%)

※（ ）内は本市が適用される早期健全化基準

②資金不足比率

・資金不足は生じていない。

2 専決処分 1件

□議第54号 専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第2号））

①予算額

・補正前予算額 18,965,163千円

・補正額 2,067千円

・補正後予算額 18,967,230千円

②補正の概要

- ・篠原小学校校舎改築工事に係る対策委員会の経費を計上(2,067千円)

3 補正予算 7件

□議第 55 号 平成 23 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 18,967,230 千円
- ・補正額 389,796 千円
- ・補正後予算額 19,357,026 千円

②補正の概要

- ・平成 22 年度決算剰余金の 1/2 相当額を財政調整基金へ積立て(190,000 千円)
- ・災害時等の要援護者支援事業に県補助金を活用(5,537 千円)
- ・児童虐待防止対策事業の強化に県補助金を活用(6,121 千円)
- ・社会福祉法人恵愛会が行う(仮称)あやめ保育所分園施設整備に対する補助金を計上(17,992 千円)
- ・大腸がん検診の受診促進に県補助金を活用(1,584 千円)
- ・市三宅東部土地区画整理組合への助成金を計上(6,971 千円)
- ・野洲駅前南口広場整備に際して土地取得特別会計からの用地(Dブロック)の買戻しに要する費用を計上(70,763 千円)
- ・北野幼稚園園舎増築に係る実施設計業務費用を計上(5,690 千円)
- ・温水プール施設屋上の漏水に対する改修工事費用を計上(12,000 千円)

□議第 56 号 平成 23 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,489,694 千円
- ・補正額 23,422 千円
- ・補正後予算額 4,513,116 千円

②補正の概要

- ・前年度の医療費及び特定健診に係る国、社会保険診療報酬支払基金及び県の負担金等を精算
- ・特定健康診査の受診促進に要する経費を計上(730 千円)

□議第 57 号 平成 23 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 357,950 千円
- ・補正額 7,558 千円
- ・補正後予算額 365,508 千円

②補正の概要

- ・ 出納整理期間中の保険料等収入額相当分に対する広域連合納付金を追加(7,558千円)
- ・ 決算剰余金の計上により不用となる一般会計繰入金(事務費分)を減額(△162千円)

□議第 58 号 平成 23 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 2,819,343 千円
- ・ 補正額 42,529 千円
- ・ 補正後予算額 2,861,872 千円

②補正の概要

- ・ 前年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担金等を精算
- ・ 給付件数の増加が見込まれることから高額医療合算サービス給付費を追加(5,676千円)

□議第 59 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 1,789,518 千円
- ・ 補正額 197,494 千円
- ・ 補正後予算額 1,987,012 千円

②補正の概要

- ・ 年利 5.5~6.0%の旧公営企業金融公庫に対する借入金の未償還残高に対して公的資金補償金免除繰上償還により低利で借換え

□議第 60 号 平成 23 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 24,978 千円
- ・ 補正額 4,382 千円
- ・ 補正後予算額 29,360 千円

②補正の概要

- ・ 前年度決算剰余金相当額を墓地公園整備基金へ積立て(4,382千円)

□議第 61 号 平成 23 年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 125,862 千円
- ・ 補正額 1,325,763 千円

- ・補正後予算額 1,451,625 千円

②補正の概要

- ・野洲駅南口の公共用地(Dブロック)での事業着手に際して一般会計に売り払い、起債未償還元金を繰上償還(70,763 千円)
- ・野洲駅南口周辺(株)アサヒビール所有地の土地購入費を計上(1,250,000 千円)

4 決算認定 12件

- 議第 62 号 平成 22 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 63 号 平成 22 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 64 号 平成 22 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 65 号 平成 22 年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 66 号 平成 22 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 67 号 平成 22 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 68 号 平成 22 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 69 号 平成 22 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 70 号 平成 22 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 71 号 平成 22 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 72 号 平成 22 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 73 号 平成 22 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

5 条例改正 2件

- 議第 74 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」が6月24日に公布されたことに伴い所要の改正を行う。

主な改正内容

- ①野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
付則第 2 項の表及び別表…「体育指導委員」⇒「スポーツ推進委員」
- ②野洲市体育・スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
 - ・題名…「野洲市体育・スポーツ振興審議会条例」
⇒「野洲市スポーツ推進審議会条例」
 - ・第 1 条…「スポーツ振興法」⇒「スポーツ基本法」
「野洲市体育・スポーツ振興審議会」
⇒「野洲市スポーツ推進審議会」
- ③施行日 公布の日

□議第 75 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が 6 月 30 日に公布されたことに伴い所要の改正を行う。

主な改正内容

- ①第 26 条、第 36 条の 4、第 53 条の 10、第 65 条、第 75 条、第 88 条、第 107 条、第 133 条…不申告等による過料の上限引き上げ 「3 万円以下」
⇒「10 万円以下」
- ②第 100 条の 2、第 105 条の 2、第 139 条の 2…たばこ税・鉱産税等の不申告の過料を新たに規定 「10 万円以下」
- ③第 34 条の 7…寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ 「5 千円」
⇒「2 千円」
- ④平成 20 年改正条例附則第 2 条第 8 項、第 15 項、第 20 項…上場株式等の配当所得、譲渡所得等に係る軽減税率（10%）の 2 年延長（平成 25 年 12 月 31 日まで）
- ⑤施行日 ①②公布の日から起算して 2 月を経過した日
③④公布の日

6 その他 2 件

□議第 76 号 財産の取得について（（仮称）野洲市総合防災センター・東消防署建設用地）

（仮称）野洲市総合防災センター・東消防署整備事業において、富波字山ノ中甲 272 番 1、他 31 筆、11,529.43 m²の私有地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 77 号 市道路線の認定について

開発行為に伴う寄付を受けた富波乙地先の公衆用道路 4 路線を新たに市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議決を求める。

富波野田 1 号線、富波野田 2 号線、富波野田 3 号線、富波野田 4 号線